

企業の

飛躍となる

リース



POINT

Lease system for Active and Clever Business

企業の設備投資は、新しい利益を生むために行われます。機械設備は、所有しているだけでは何の利益も生みません。使用することによって、はじめて利益が生まれます。つまり、これがリースの考え方です。従来は「設備投資は購入して所有するもの」という考えが習慣として、疑問すらもたれませんでした。しかし、その考え方を根本から変えて「使用することによって利益を得る」というリースの合理性が、機械設備の新しい調達方法として利用されるようになったのです。リースのシステムは、このように新しい企業経営の理念と一体となって、企業の近代化と合理化に貢献します。

こんなときにリースのご利用をお勧めいたします

- 技術革新による機械の陳腐化の危険を防ぎたい
- 企業体質の合理化、資金の効率化を図りたい
- 現在、大きな設備投資をしており、補助設備まで手が回らない
- 最新鋭の機械設備を買いたいが、購入予算が足りない
- 資金手当難のため、設備の新設、購入が遅れ、商機を逃す恐れがある
- 購入に伴う事務管理上の手間を省きたい
- 将来の資金手当のため現在担保を温存しておきたい
- 予算に計上していない機械設備が急に必要になった
- 社員にコスト意識を高めたい

島根銀行グループ



Lease system for Active and Clever Business

松江リース株式会社

〒690-0003

島根県松江市朝日町 484 番地 19

島根銀行本店ビル 4 階

TEL.0852-21-2828 FAX.0852-21-2843

E-mail:matsuels@web-sanin.co.jp

リースのメリット

1 資金にゆとりが生じる

- 設備資金の手当てが不要、しかも100%の借入効果が得られる。
- 資金の固定化が回避され、温存された資金を他の有効な計画に投入できる。

2 設備・機器の陳腐化が回避される

- 対象設備の使用可能期間に合わせてリース期間を設定できる。
- タイミングよく最新鋭の機器と取り替えることができる。

3 バランスシートを悪化させない

- 固定比率を悪化させずに、実質的に設備投資したのと同様の効果が得られる。
- 負債計上もなく、借入比率を高めない。

4 少ない予算で理想の設備が導入できる

- 支払いは月々一定のリース料だけで、導入時に多額の資金を準備する必要がない。
- 限られた予算を計画に合わせて最大限に生かすことができる。

5 コストの計算が容易になる

- 減価償却費、支払金利などの計算が不要。
- コストは、月々の一定(固定)のリース料だけなので原価計算が容易。

6 リース料はリース期間に合わせて損金処理ができる

- リース料はリース期間に合わせて全額経費として損金処理できる。
- 使用期間で償却したのと同様の効果が得られる。

7 管理事務の合理化になる

- 購入の手続き、資金手当て、諸税の納付、管理事務などから解放される。
- リース料の支払いと機器の使用管理だけでいい。

8 金融機関からの借入枠の温存となる

- 資金調達手段の多様化を図ることができる。
- 金融機関の資金調達枠や担保物件を温存できる。

9 物件廃棄の手間が省ける

- 陳腐化した機械を持ち続けることを回避できる。
- 廃棄物処理の問題や手続きの煩わしさから解放される。

リースの対象物件

情報通信機器

産業機械

土木建設機械

医療機器

事務用機器

工作機械

輸送用機器

商業用機器

自動車

エコロジー関連機器

リースのしくみ

1.リースお申込み

ご要望の機械、設備についてメーカーまたはディーラーとの間で機種・仕様・価格等を決めていただき「松江リース」へお申込み下さい。

2.リース契約とリース物件の納入

あらゆるメーカーの製品がリースの対象となります。物件が決まりましたら、当社が発注購入し、メーカーまたは、ディーラーから直接お客様の指定場所へ納入いたします。

3.リース期間

物件に適用される法定耐用年数によって異なります。物件の種類や用途により経済耐用年数を考慮してご検討いただくこととなります。なおリース期間中の中途解約は原則としてできません。法定耐用年数10年未満の物件は、その期間の7割以上で、法定耐用年数10年以上の物件はその期間の6割以上で決めていただきます。また、税務通達で決められている最短リース期間は次の通りです。

法定耐用年数	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年
最短リース期間	2年	3年	4年	5年	6年	7年					

4.リース料

リース物件の引渡し(検収)がリース契約のスタートとなり、初回リース料及び2回目を翌月のお支払日(原則20日、月末)に口座振替にてお支払いいただき3回目以降も口座振替によりお支払いいただけます。

5.固定資産税と損害保険

原則としてすべての物件に、リース期間を通して動産総合保険を付保しています。なお保険料や固定資産税の申告と納付などの一切の手続きは当社が行いお手をわずらわすことはありません。

6.保守・アフターサービス

保守契約を要する(除メンテナンス・リース)場合は、お客様とメーカー・ディーラーとの間で直接保守契約を結んでいただきます。

7.リース期間の満了

リース期間を引き続きご使用(再リース)いただくか、物件を返却されるかをお決め下さい。再リース料は年間のリース料の10分の1と割安でご使用いただけます。

8.留意事項

リース期間中は原則として中途解約はできません。リース期間中に生じる物件の維持管理についての費用はメンテナンスリース(カーリース関係)以外はお客様でご負担いただけます。

